

平成28年第10回霧島市農業委員会定例総会

平成28年10月31日（月）

開催場所 国分シビックセンター 7階 701・702会議室

出席委員

1番委員、 2番委員、 3番委員、 4番委員、 5番委員、 6番委員、 7番委員、
8番委員、 9番委員、 10番委員、 11番委員、 12番委員、 13番委員、 14番委員、
15番委員、 16番委員、 17番委員、 18番委員、 19番委員、 20番委員、 21番委員、
22番委員、 23番委員、 24番委員、 25番委員、 26番委員、 27番委員、 28番委員、
29番委員、 30番委員、 31番委員、 32番委員、 33番委員、 34番委員、 35番委員、
36番委員、 37番委員

出席職員	事務局長	砂田良一	農地グループ長	内田大作
	振興グループ長	本村浩孝	主査	若林優
	主任主事	山下良太	主任主事	中吉哲平
	主任主事	江藤俊志	主任主事	有村大
	主任主事	岩元章宏	主査	鎌田里子
	主任主事	深瀬和香子		

議事日程 「諸般の報告」「事務局報告」

- 1 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について
- 2 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について
- 3 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について
- 4 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について
- 5 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について
- 6 「あっせん申出」について
- 7 「平成28年 第7回霧島市農業委員会定例総会 第8号議案の継続審議の案件」について
- 8 「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について

「開 会 午前 10時00分」

○砂田事務局長

姿勢を正してください。一同、礼。

○議長（会長）

皆さん、こんにちは。本日の出席委員は37名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第10回霧島市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので、事務局より報告をさせます。事務局。

○ [事務局より議案書の訂正について報告]

○議長（会長）

次に諸般の報告・事務局報告をいたします。事務局。

○砂田事務局長

それでは先月の定例総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。

[8件について報告]

以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。

農地法第18条第6項等解約通知報告です。利用権解約のうち、賃借権通知7件、使用貸借権通知1件の計8件が提出されました。また、平成19年5月に許可した5条許可の取消し願いが提出されました。以上で報告を終わります。

○議長（会長）

諸般の報告、事務局報告が終わりました。では、議事に入ります。

△ 議案第1号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について

議案第1号「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、所有権移転1件、利用権設定のうち賃借権設定42件、使用貸借権設定6件の計49件の農地利用集積計画（案）について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。ただし、利用権設定48件のうち16件は、再設定及び認定農業者でありますのでご承認いただくこととし、新規の32件について審議を行います。

それでは調査委員の意見報告を求めます。所有権移転の1番を9番委員。

○9番委員

1号所有権移転の1番について報告します。

本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で、申請地1筆**万円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成28年10月5日に提出されました。以下、譲受人が農業経営基盤強化促進法にて所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告します。譲受人は認定農業者であり、現在11,397㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具も完備している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがないと思われる。あっせん譲受人候補者名簿の横川地区**番に記載されており、その経営面積もあっせん基準の80aを超えている。以上のような理由により、譲受人は所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

次に利用権設定の2番、23番委員。

○23番委員

1号利用権設定の2番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、62,916㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、13番委員。

○13番委員

1号利用権設定の7番を報告します。

本件については、農地中間管理事業により、鹿児島県地域振興公社が所有者から農地を10年間借り受け、耕作を希望する方へ貸し付けするための申し出であり、申請地3筆は農用地区域内に位置し、適切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、32番委員。

○32番委員

1号利用権設定の8番を報告します。

本件については、農地中間管理事業により、鹿児島県地域振興公社が所有者から農地を10年間借り受け、耕作を希望する方へ貸し付けするための申し出であり、申請地1筆は農用地区域内に位置し、適

切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

9番、29番委員。

○29番委員

1号利用権設定の9番を報告します。

本件については、農地中間管理事業により、鹿児島県地域振興公社が所有者から農地を10年間借り受け、耕作を希望する方へ貸し付けするための申し出であり、申請地3筆は農用地区域内に位置し、適切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、12番、18番、19番、20番及び22番から26番、26番委員。

○26番委員

1号利用権設定の10番、12番、18番、19番、20番及び22番から26番の10件について借人が同一のため、まとめて報告します。

本件については、農地中間管理事業により、鹿児島県地域振興公社が所有者、外9名から農地を10年間借り受け、耕作を希望する方へ貸し付けするための申し出であり、申請地32筆は農用地区域内に位置し、適切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

11番、13番から17番及び21番、27番委員。

○27番委員

1号利用権設定の11番、13番から17番及び21番の7件について借人が同一のため、まとめて報告します。

本件については、農地中間管理事業により、鹿児島県地域振興公社が所有者、外6名から農地を5年間及び10年間借り受け、耕作を希望する方へ貸し付けするための申し出であり、申請地11筆は農用地区域内に位置し、適切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

27番、25番委員。

○25番委員

1号利用権設定の27番を報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

37番から41番、20番委員。

○20番委員

1号利用権設定の37番を報告します。

借人は、現在、5,901㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。

1号利用権設定の38番から40番は借人が同一のため、まとめて報告します。

本件については、農地中間管理事業により、鹿児島県地域振興公社が所有者、外2名から農地を10年間借り受け、耕作を希望する方へ貸し付けするための申し出であり、申請地4筆は農用地区域内に位置し、適切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。

1号利用権設定の41番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、15,589㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

43番、31番委員。

○31番委員

1号利用権設定の43番を報告します。

本件については、農地中間管理事業により、鹿児島県地域振興公社が所有者から農地を10年間借り受け、耕作を希望する方へ貸し付けするための申し出であり、申請地3筆は農用地区域外に位置し、銀杏採取用のイチョウ及び栗が植えられている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

44番及び45番、37番委員に代わり11番委員。

○11番委員

1号利用権設定の44番及び45番は借人が同一のため、まとめて報告します。

本件については、農地中間管理事業により、鹿児島県地域振興公社が所有者、外1名から農地を10年間借り受け、耕作を希望する方へ貸し付けするための申し出であり、申請地7筆は農用地区域内に位置し、適切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

46番、28番委員。

○28番委員

1号利用権設定の46番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、3,996㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

48番、11番委員。

○11番委員

1号利用権設定の48番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、20,421㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査委員から意見報告がありました。補足・説明はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農用地利用集積計画（案）の意見決定については、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第1号「農用地利用集積計画（案）の意見決定について」は、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請、所有権移転の9件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。1番を4番委員。

○4番委員

2号1番を報告します。

申請地は春山公民館の北に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,301㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、23番委員。

○23番委員

2号2番を報告します。

申請地は春山公民館の南西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は31,603㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、14番委員。

○14番委員

2号3番を報告します。

申請地は春山緑地公園の東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は5名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は237,348㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。受人の法人は法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件の4つの農業生産法人の要件を満たすものと認められる。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、12番委員。

○12番委員

2号4番を報告します。

申請地は霧島市水道部の東に位置しており、現況は荒地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,899㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、19番委員。

○19番委員

2号5番を報告します。

申請地は木原公民館の西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は256,670㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、25番委員。

○25番委員

2号6番を報告します。

申請地は玉利公民館の南西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,688㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、26番委員。

○26番委員

2号7番を報告します。

申請地は北園集落センターの南西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は75,830㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、20番委員。

○20番委員

2号8番を報告します。

申請地は持松四区公民館の北東に位置しており、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,998㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

9番、25番委員。

○ 25番委員

2号9番を報告します。

申請地は比曽木野地区コミュニティセンターの南に位置しており、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は46,632㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請9件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可することに決定いたします。

△ 議案第3号 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」
について

○議長（会長）

次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の一部変更の農振除外8件について市長より意見を求め

られておりますので、当委員会での審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。農振除外、1番及び2番を、36番委員。

○36番委員

3号農振除外1番を報告します。

申請地は府中地区公民館の北西に位置しており、現況は田である。申請地の北は不耕作地、南は田、東は水路、西は水路である。除外目的は、建売住宅5棟を建築するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地であるが事後完了後8年を経過しているため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。

3号農振除外2番を報告します。

申請地は有下公民館の北に位置しており、現況は田である。申請地の北は田、南は水路、東は田、西は水路である。除外目的は、公民館兼避難所及び駐車場を建設するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に1辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地であるが事業完了後8年を経過しているため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は都市住民の農業の体験その他都市等との地域間交流を図るために設置される施設のため、1種農地の地域間交流施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です

○議長（会長）

農振除外の3番及び4番、3番委員。

○3番委員

3号農振除外3番を報告します。

申請地は小田東公民館の北に位置しており、現況は田である。申請地の北は道路、南は田、東は水路、西は畑である。除外目的は、建売住宅4棟を建築するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に1辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業

等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。

3号農振除外4番を報告します。

申請地は小田中央溝上公民館の南東に位置しており、現況は雑種地である。申請地の北は道路、南は田、東は田、西は水路である。除外目的は、資材置場として利用するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に1辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はあると思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはあると思われる。以上のような理由により、除外は認めがたいと思われる。以上です。

○議長（会長）

農振除外の5番、2番委員。

○2番委員

3号農振除外5番を報告します。

申請地は空港自動車学校の北に位置しており、現況は畑である。申請地の北は道路、南は畑、東は畑、西は宅地である。除外目的は、試験場及び駐車場を建築するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は拡張に係る部分の面積が既存の敷地の2分の1の面積を超えないため、1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

農振除外の6番、7番及び8番、35番委員。

○35番委員

3号農振除外6番を報告します。

申請地は前ノ段ふれあい館の南に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は山林、南は河川、東は山林、西は道路である。除外目的は、山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地の

その他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。

3号農振除外7番を報告します。

申請地は前川内公民館の東に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の佳例川**番の北は道路、南は山林、東は山林、西は畑と山林である。申請地の佳例川**番の北は山林、南は道路、東は山林、西は道路と山林である。除外目的は、山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。

3号農振除外8番を報告します。

申請地は比曾木野地区コミュニティセンターの南に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は道路、南は道路、東は道路、西は宅地である。除外目的は、山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この他について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農業振興地域整備計画の一部変更申出の農振除外8件のうち、4番は不許可、4番を除く7件は許可という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」4番は不許可、4番を除く、7件は許可という意見を市長に答申することに決定します。

△ 議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請10件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。1番、23番委員。

○23番委員

4号1番について報告します。

申請地は市営大野原団地の南に位置し、現況は雑種地である。なお、平成18年頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸家1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は398㎡であり、貸家1棟に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地と畑、西は道路、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、25番委員。

○25番委員

4号2番について報告します。

申請地は宮川内公民館の南西に位置し、現況は宅地である。なお、平成16年4月頃、住宅を建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不要である。法定小作人なし。転用目的は農家住宅を建設するものであり、既に申請とおりの用途に利用されている。計画面積は800㎡であり、農家住宅はおおむね1000㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は田、西は道路、南は水路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番及び4番、2番委員。

○2番委員

4号3番について報告します。

申請地は下桑ノ丸公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は農業用倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,144㎡であり、農業用倉庫に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は道路、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

4号4番について報告します。

申請地は持松四区公民館の北東に位置し、現況は堆肥小屋である。なお、平成18年4月頃、堆肥舎を建設してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不要である。法定小作人なし。転用目的は堆肥小屋を建設するものであり、既に申請とおりの用途に利用されている。計画面積は317㎡であり、堆肥小屋に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、17番委員。

○17番委員

4号5番について報告します。

申請地は持松四区公民館の北東に位置し、現況は山林である。なお、平成23年2月頃、植林してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不要である。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、既に申請とおりの用途に利用されている。計画面積は3,262㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は山林、南は山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、3番委員。

○3番委員

4号6番について報告します。

申請地は住吉運動公園の南に位置し、現況は荒地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は207㎡であり、また、隣接地山林の1,054㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,261㎡である。共同住宅2棟に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、4番委員。

○4番委員

4号7番について報告します。

申請地は市営天降川団地の西に位置し、現況は雑種地である。なお、年月日不詳で、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不要である。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、既に申請とおりの用途に利用されている。計画面積は319㎡であり、駐車場車5台分に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は道路とJR敷地、南は雑種地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、37番委員に代わり11番委員。

○11番委員

4号8番について報告します。

申請地は市営東郷団地の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸家を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は400㎡であり、貸家1棟として利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は5条申請地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

9番及び10番、4番委員。

○4番委員

4号9番について報告します。

申請地は沢馬場公民館の南に位置し、現況は雑種地である。なお、平成27年9月頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金と融資であるため問題ないと思われる。また、資金証明と融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は194㎡であり、また、隣接地の宅地496㎡を一体利用するもので、全体計画面積は690㎡である。太陽光パネル64枚を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は残地の畑、南は残地の畑、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

4号10番について報告します。

申請地は隼人駅前公園の東に位置し、現況は雑種地である。なお、昭和60年頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不要である。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、既に申請とおりの用途に利用されている。計画面積は494㎡であり、駐車場車20台分に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。13番委員。

○13番委員

4号4番、5番についてですが、転用目的が堆肥小屋と山林ですが、2号8番の耕作予定面積5,998㎡には4番及び5番分は含まれていますか。

○議長（会長）

事務局。

○事務局（中吉主任主事）

2号8番の経営面積には転用面積は含んでおりません。

○13番委員。
分かりました。

○議長（会長）
他に質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）
これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第4条の規定による許可申請10件は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）
全員賛成であります。よって、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可するというように決定します。つきましては、11月7日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）
次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請27件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。1番及び2番を4番委員。

○4番委員
5号1番について報告します。
申請地は牧内公民館の北西に位置し、現況は雑種地である。なお、平成26年10月頃、盛土及び整地をしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は、拡張に係る部分の面積が既存の敷地の2分の1の面積を超えないため、1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不要である。法定小作人なし。転用目的は参道を建設するものであり、既に申請とおりの用途に利用されている。計画面積は529㎡であり、また、隣接地の雑種地及び宅地の2,363.79㎡を一体利用するもので、全体計画面積は2,892.79㎡である。参道に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地につ

いては被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

5号2番について報告します。

申請地は玄亀庵公民館の南東に位置し、現況は荒地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は鉄筋加工置場と資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,361㎡であり、鉄筋加工置場と資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は水路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、6番委員。

○6番委員

5号3番について報告します。

申請地は清水公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲3区画と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,387㎡であり、宅地分譲3区画と通路に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は通路、西は田、南は田、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、4番委員。

○4番委員

5号4番について報告します。

申請地は永田公民館の北西に位置し、現況は雑種地である。なお、平成26年9月から、5条許可を受けて資材置場として利用されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は住宅兼事務所及び資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は860㎡であり、住宅兼事務所及び資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は田、南は田、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、36番委員。

○36番委員

5号5番について報告します。

申請地は上小川小学校の南西に位置し、現況は雑種地である。なお、平成10年頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、拡張に係る部分の面積が既存の敷地の2分の1の面積を超えないため、1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は965㎡であり、また、隣接地の宅地18,171.46㎡を一体利用するもので、全体計画面積は19,136.46㎡である。駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は学校用地、西は道路、南は水路、北は学校用地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、34番委員。

○34番委員

5号6番について報告します。

申請地は名波公園の東に位置し、現況は田である。なお、平成27年11月頃、盛土をしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は108㎡であり、また、隣接地の道路56㎡と宅地174.16㎡を一体利用するもので、全体計画面積は338.16㎡である。なお、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は田、西は道路、南は田、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、8番及び9番、12番委員。

○12番委員

5号7番について報告します。

申請地はソニー鹿児島テクノロジーセンターの西に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸駐車場及び物置を建設するものであり、計画性も妥当である

ため実現は確実と思われる。計画面積は810㎡であり、貸駐車場及び物置に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は田、南は道路、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

5号8番について報告します。

申請地はソニー鹿児島テクノロジーセンターの西に位置し、現況は荒地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は378㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は荒地、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

5号9番について報告します。

申請地は府中公民館の北に位置し、現況は荒地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は899.39㎡であり、宅地分譲2区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

10番及び11番、6番委員。

○6番委員

5号10番について報告します。

申請地は小畑公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸駐車場車16台分を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は443㎡であり、また、隣接地の雑種地1,651㎡を一体利用するもので、全体計画面積は2,094㎡である。貸駐車場車16台分に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は道路、南は不耕作地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

5号11番について報告します。

申請地は小畑公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は221㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は5条申請地、西は道路、南は不耕作地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

12番、12番委員。

○12番委員

5号12番について報告します。

申請地は松木公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は345㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は道路、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

13番、36番委員。

○36番委員

5号13番について報告します。

申請地は有下公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸家を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は199㎡であり、貸家に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は宅地、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

○議長（会長）

14番、23番委員。

○23番委員

5号14番について報告します。

申請地は陸上自衛隊国分駐屯地の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は444㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

15番及び16番、35番委員。

○35番委員

5号15番について報告します。

申請地は川内地区コミュニティセンターの東に位置し、現況は荒地である。なお、昭和60年頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、拡張に係る部分の面積が既存の敷地の2分の1の面積を超えないため、1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は145㎡であり、また、隣接地の宅地577.39㎡を一体利用するもので、全体計画面積は722.39㎡である。駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は水路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

5号16番について報告します。

申請地は稲富神社の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的はバイク置場と看板設置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は220㎡であり、バイク置場と看板設置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は荒地、西は水路、南は水路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

17番、36番委員。

○36番委員

5号17番について報告します。

申請地は国分南小学校の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅2棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は458㎡であり、建売住宅2棟に利用するためには相当な面積があると思われる。申請地の東は水路、西は水路、南は宅地、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

18番、16番委員。

○16番委員

5号18番について報告します。

申請地は永山公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,408㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は田、南は道路、北は河川と山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

19番及び20番、25番委員。

○25番委員

5号19番について報告します。

申請地は野坂公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,072㎡であり、太陽光パネル424枚の太陽光発電施設として利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は宅地、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

5号20番について報告します。

申請地は前川内集落センターの北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明

も添付されている。法定小作人なし。転用目的は現場事務所と資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,496㎡であり、現場事務所と資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。一時転用の期間は平成28年11月10日から平成29年11月9日までで、一時転用終了後農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は山林、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

21番、22番及び23番、2番委員。

○2番委員

5号21番について報告します。

申請地は塩浸温泉の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は29,743㎡であり、また、隣接地、山林等の232,260.55㎡を一体利用するもので、全体計画面積は262,003.55㎡である。太陽光パネル46,500枚の太陽光発電施設として利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は山林、南は山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

5号22番について報告します。

申請地は本町公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場、駐車場及び通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は259㎡であり、資材置場、駐車場及び通路に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は宅地と通路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

5号23番について報告します。

申請地は隼人人権啓発センターの北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は297㎡であり、また、隣接地の雑種地411㎡を一体利用するものであり、全体計画面積は708㎡である。貸駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は雑

種地、西は荒地と雑種地、南は宅地、北は道路と雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

24番及び25番、3番委員。

○3番委員

5号24番について報告します。

申請地は松山公民館の南東に位置し、現況は雑種地である。なお、昭和61年頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅及び貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は709㎡であり、また、隣接地の宅地30.48㎡を一体利用するものであり、全体計画面積は739.48㎡である。一般住宅及び貸駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は荒地、西は畑、南は荒地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

5号25番について報告します。

申請地は宮西公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は258㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

26番、37番委員に代わり11番委員。

○11番委員

5号26番について報告します。

申請地は市営東郷団地の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は385㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は4

条申請地、西は道路、南は田、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

27番、14番委員。

○14番委員

5号27番について報告します。

申請地は市営三田坪団地の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は330㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は田、西は道路、南は畑、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請27件は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [賛成多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可ということに決定いたしました。つきましては11月7日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当の案件について意見聴取いたします。また、21番については、許可の意見を附して県に進達します。

△ 議案第6号 「あっせん申出」について

○議長（会長）

次に、議案第6号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施要領規定によるあっせん申し出が売渡希望1件、貸付希望1件が提出されましたので審議を求めます。なお、売渡希望の1番は取り下げられました。調査委員の報告をお願いします。貸付希望の2番を1番委員。

○1番委員

売渡希望の2番を報告します。

あっせん申出のあった土地は、10aに満たない土地で進入路もない土地であります。私有地を進入路に使っても構わないという事ですので、あっせんを受けたいと思います。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。あっせん申出の貸付希望1件につきまして、あっせんを行うことに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「賛成多数」

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第6号「あっせん申出について」の貸付希望1件につきましては、あっせんを行うことに決定いたしました。それでは、あっせん委員を指名いたします。貸付希望の2番を1番委員と3番委員に。以上のおりあっせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。

△ 議案第7号 「平成28年第7回霧島市農業委員会定例総会 第8号議案の継続審議の案件」
について

○議長（会長）

次に、議案第7号「平成28年第7回霧島市農業委員会定例総会 第8号議案の継続審議の案件について」を議題といたします。農地法第30条第2項の規定に基づき、農地の利用状況調査の結果に伴う農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について、当委員会での審議を

求めます。それでは事務局の説明を求めます。

○事務局（有村主任主事）

議案第7号「平成28年第7回霧島市農業委員会定例総会 第8号議案の継続審議の案件」について説明いたします。本議案は、平成28年第7回霧島市農業委員会定例総会 第8号議案「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査による農地・非農地の意見決定」について提案いたしましたが、現地調査等が必要であるとの判断で継続審議となりました。まずは、本案件について、第8回専門部会において、全農業委員会による現地調査を実施し、その後の協議の中で当該農地に係る農用地区域からの除外の時期や用途地域に指定された時期、農地海岸保全区域等に関し、いくつかの検討事項をあげていただきました。第9回専門部会では、第8回専門部会で提案していただきました検討事項に対し、関係機関に行った調査内容を報告し、協議いただいところですので。そして、今回、その判断をお願いするものです。対象農地につきましては、田207筆、188,545㎡であります。これらの農地につきましては、農地法第30条第2項に基づく農地の利用状況調査の結果、森林・原野化している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれた農地であり、また、非農地にすることで、周囲の農地の集団化や農作業への影響はないものと思われまます。以上、これまで検討いただきました農地に対し、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについて、ご審議をよろしく願いいたします。以上です。

○議長（会長）

事務局の説明が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。21番委員。

○21番委員

全員で現地調査を行ったわけですが、耕作している農地が何ヶ所かありますが、その取扱いはどのような取り扱いになりますか。207筆に入っているのですか。

○議長（会長）

事務局。

○事務局（有村主任主事）

現在、耕作されている農地につきましては、この207筆には入っておりません。

○21番委員。

分かりました。

○議長（会長）

その他、質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。平成28年第7回霧島市農業委員会定例総会 第8号議案の継続審議の案件については、農地法第2条第1項の農地に該当せず、非農地であるとの判断です。このことを認めることに賛成の方の挙手を求めます。

○ [賛成多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第7号「平成28年第7回霧島市農業委員会定例総会 第8号議案の継続審議の案件について」は、非農地とすることに決定いたしました。

△ 議案第8号 「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」
について

○議長（会長）

次に、議案第8号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について」を議題といたします。農地法第30条第1項の規定に基づき、農地の利用状況調査の結果に伴う、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について、当委員会での審議を求めます。事務局の説明を求めます。

○事務局（内田グループ長）

それでは説明いたします。農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断は、農地法において定める農地に該当するか否かの判断で、いわゆる非農地の判断を行うか否かという議案になります。これまで出された議案は「荒廃農地発生・解消状況に関する調査による農地・非農地の意見決定」という名称でしたが、これは農政畜産課が行う調査の結果、非農地として認めるか否かの意見決定を市長より意見を求められるものです。今回の議案第8号は、農業委員会が行う利用状況調査の結果を元に農地・非農地の判断を行うもので、これまでの議案内容と異なることとなります。今回の農地4筆につきましては、当該農地に係る本年度の利用状況調査の結果、非農地と判断されております。つきましては、当該農地が農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについて、ご審議方よろしく願います。なお、今回提出した4筆以外につきましては、11月の総会へ上程する予定としております。以上です。

○議長（会長）

事務局の説明が終わりました。これについて質疑。討論はありませんか。16番委員。

○16番委員

農業委員がそれぞれの担当地区を調査し判断していますので、委員の判断を尊重すべきだと思います。

○議長（会長）

4 番委員。

○4 番委員

畑4筆を上程されていますが、農地の地番が掲載されていないのですが。

○議長（会長）

事務局。

○事務局（内田グループ長）

これまでも農地の所在地、地番については議案には掲載致しておりません。農地の所在等につきましては、専門部会で説明したとおりであります。

○議長（会長）

4 番委員。

○4 番委員

私は所在地については知っていますが、他の委員の方々が審議する中で所在地、地番が分からないと審議するのは難しいのではないのでしょうか。

○議長（会長）

事務局。

○事務局（内田グループ長）

先程も申し上げたとおり、議案書の掲載は総計での計上をしております。内容につきましては、専門部会で説明しており、皆さんご承知のことと思います。なお、必要であれば別紙で対応することも検討したいと思います。

○議長（会長）

4 番委員。

○4 番委員

分かりました。

○議長（会長）

1 6 番委員からもありましたが、担当地区の委員は自分の利用状況調査によって責任のある調査を行っていただいたと思っております。そのあたりはご理解をして頂きたいと思っております。3 6 番委員。

○3 6 番委員

非農地判定はこれで問題はないと思いますが、一団の農地の中の判定はどのように扱ったらよろしい

でしょうか。

○議長（会長）

今回の利用状況調査の緑・黄色・赤色の判定がなくなっています。いわゆる1号、2号、それに非農地という項目しかありません。一番判断が難しかったものが、以前の黄色に認定されていた農地をどのように扱うかというのが一番苦心されたと思っています。今回の場合を含めまして、非農地判定には、植林20年以上、自然林、原野化とありまして、黄色判定をした農地、畑、田んぼにつきましては私も判断を悩みました。やはり、今後も耕作される意思がないというところを踏み込んで考えると、非農地に丸をして原野化の判定をした所もありました。また、一団の農地、いわゆる10ha以上の広がり場合はどう判断したら良いかと言われましたが、その辺りは自分の目で見て6年、7年と長年調査担当委員として地区を見てこられた経緯を踏まえて、判断するものと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（会長）

その他に質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定については、農地法第2条第1項の農地に該当せず、非農地であるとの判断です。このことを認めることに賛成の方の挙手を求めます。

○ [賛成多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第8号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について」は、非農地とすることに決定いたしました。

以上で平成28年第10回農業委員会定例総会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

次に「その他」はありませんか。4番委員。

○4番委員

事務局にお願いしたいと思います。議案7号が非農地通知を決定したところですが、土地改良区を含めた各関係機関との協議をお願いします。

○議長（会長）

他にありませんか。21番委員。

○21番委員

数日前の南日本新聞に掲載されていましたが、霧島市の中山間事業に関する報道がありました。農業委員として、中山間事業を行っている地域について注意をして頂けたらありがたいと思います。

○議長（会長）

この他にありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで平成28年第10回霧島市農業委員会定例総会を閉会いたします。本日はこれにて散会いたします。

○砂田事務局長

姿勢を正して下さい。一同、礼。

「閉会 午前 11時50分」

番

番

番
